

事業用電気通信設備規則等の一部を改正する省令案 新旧対照表

○事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）

（傍線部分は改正箇所、ゴシック体は必要的諮問事項）

改正案

現行

（異常ふくそう対策等）

（異常ふくそう対策）

第八条（略）

第八条（同上）

第八条の二 事業用電気通信回線設備（携帯電話用設備及びPHS用設備に限る。以下この条において同じ。）は、多数の移動端末設備が同時に電気通信回線設備と接続する場合等に生じるトラヒックの瞬間的かつ急激な増加により電気通信業務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。

一 トラヒックの瞬間的かつ急激な増加の発生を防止又は抑制する措置

二 トラヒックの瞬間的かつ急激な増加に対応するための十分な通信容量を有する電気通信回線設備（電気通信業務に係る情報の管理、電気通信業務の制御又は端末設備等の認証を行うための電気通信設備を含む。次項第二号において同じ。）の設置

2| 事業用電気通信回線設備は、移動端末設備に由来する制御信号の増加により電気通信業務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。

一 制御信号の増加による電気通信回線設備の負荷を軽減させる措置

二 制御信号の増加に対応するための十分な通信容量を有する電気通信回線設備の設置

（適用除外）

第十六条 第四条、第八条、第八条の二、第十条第二項及び第十一条の規定

（適用除外）

第十六条 第四条、第八条、第十条第二項及び第十一条の規定は、他人の通

は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。

2 第四条、第五条、第八条、第八条の二、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信回線設備について適用しない。

3・4 (略)

信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。

2 第四条、第五条、第八条、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信回線設備について適用しない。

3・4 (同上)

改正案	現行
<p>（事業用電気通信設備の自己確認の届出）</p> <p>第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備</p> <p>イ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備の設備構成図並びにこれらの接続構成図</p> <p>ロ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における予備設備の設置等に関する説明書</p> <p>ハ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における故障等の検出方式及び通知方式に関する説明書</p> <p>ニ 電気通信設備における利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信するプログラムの機能制限等の防護措置に関する説明書</p> <p>ホ 交換設備における異常ふくそう検出方式及びその対策方式に関する説明書</p> <p>ヘ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における耐震措置に関する説明書</p> <p>ト 停電対策措置に関する説明書</p>	<p>（事業用電気通信設備の自己確認の届出）</p> <p>第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備</p> <p>イ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備の設備構成図並びにこれらの接続構成図</p> <p>ロ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における予備設備の設置等に関する説明書</p> <p>ハ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における故障等の検出方式及び通知方式に関する説明書</p> <p>ニ 電気通信設備における利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信するプログラムの機能制限等の防護措置に関する説明書</p> <p>ホ 交換設備における異常ふくそう検出方式及びその対策方式に関する説明書</p> <p>ヘ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における耐震措置に関する説明書</p> <p>ト 停電対策措置に関する説明書</p>

<p>チ 線路設備における誘導対策措置に関する説明書</p> <p>リ 電気通信設備を設置している通信機械室等における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書</p> <p>ヌ 屋外設備の設置に関する説明書</p> <p>ル 電気通信設備を設置する建築物等における自然災害等の対策措置及び不法侵入防止措置に関する説明書</p> <p>ヲ 通信内容の秘匿措置に関する説明書</p> <p>ワ 電気通信設備に蓄積する利用者の通信に係る情報の保護措置に関する説明書</p> <p>カ 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者の事業用電気通信設備との間における保安装置の設置に関する説明書</p> <p>ヨ 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点の場所に関する説明書</p> <p>タ ヨの分界点における電気通信設備の正常性確認方式に関する説明書</p> <p>レ 音声伝送用設備における端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）の接続条件に関する書類及び試験結果</p> <p>ソ 通話品質に関する計算結果及びその計算に関する説明書</p> <p>ツ 接続品質に関する設計値及びその根拠に関する説明書</p> <p>ネ 緊急通報を扱う事業用電気通信設備に関する説明書</p> <p>ナ 災害時優先通信を優先的に取り扱う事業用電気通信設備に関する説明書</p> <p>ラ 異なる電気通信番号の送信の防止措置に関する説明書</p> <p>ム 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している主要試験機器の一覧</p>	<p>チ 線路設備における誘導対策措置に関する説明書</p> <p>リ 電気通信設備を設置している通信機械室等における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書</p> <p>ヌ 屋外設備の設置に関する説明書</p> <p>ル 電気通信設備を設置する建築物等における自然災害等の対策措置及び不法侵入防止措置に関する説明書</p> <p>ヲ 通信内容の秘匿措置に関する説明書</p> <p>ワ 電気通信設備に蓄積する利用者の通信に係る情報の保護措置に関する説明書</p> <p>カ 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者の事業用電気通信設備との間における保安装置の設置に関する説明書</p> <p>ヨ 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点の場所に関する説明書</p> <p>タ ヨの分界点における電気通信設備の正常性確認方式に関する説明書</p> <p>レ 音声伝送用設備における端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）の接続条件に関する書類及び試験結果</p> <p>ソ 通話品質に関する計算結果及びその計算に関する説明書</p> <p>ツ 接続品質に関する設計値及びその根拠に関する説明書</p> <p>ネ 緊急通報を扱う事業用電気通信設備に関する説明書</p> <p>ナ 災害時優先通信を優先的に取り扱う事業用電気通信設備に関する説明書</p> <p>ラ 異なる電気通信番号の送信の防止措置に関する説明書</p> <p>ム 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している主要試験機器の一覧</p>
<p>チ 線路設備における誘導対策措置に関する説明書</p> <p>リ 電気通信設備を設置している通信機械室等における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書</p> <p>ヌ 屋外設備の設置に関する説明書</p> <p>ル 電気通信設備を設置する建築物等における自然災害等の対策措置及び不法侵入防止措置に関する説明書</p> <p>ヲ 通信内容の秘匿措置に関する説明書</p> <p>ワ 電気通信設備に蓄積する利用者の通信に係る情報の保護措置に関する説明書</p> <p>カ 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者の事業用電気通信設備との間における保安装置の設置に関する説明書</p> <p>ヨ 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点の場所に関する説明書</p> <p>タ ヨの分界点における電気通信設備の正常性確認方式に関する説明書</p> <p>レ 音声伝送用設備における端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）の接続条件に関する書類及び試験結果</p> <p>ソ 通話品質に関する計算結果及びその計算に関する説明書</p> <p>ツ 接続品質に関する設計値及びその根拠に関する説明書</p> <p>ネ 緊急通報を扱う事業用電気通信設備に関する説明書</p> <p>ナ 災害時優先通信を優先的に取り扱う事業用電気通信設備に関する説明書</p> <p>ラ 異なる電気通信番号の送信の防止措置に関する説明書</p> <p>ム 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している主要試験機器の一覧</p>	<p>チ 線路設備における誘導対策措置に関する説明書</p> <p>リ 電気通信設備を設置している通信機械室等における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書</p> <p>ヌ 屋外設備の設置に関する説明書</p> <p>ル 電気通信設備を設置する建築物等における自然災害等の対策措置及び不法侵入防止措置に関する説明書</p> <p>ヲ 通信内容の秘匿措置に関する説明書</p> <p>ワ 電気通信設備に蓄積する利用者の通信に係る情報の保護措置に関する説明書</p> <p>カ 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者の事業用電気通信設備との間における保安装置の設置に関する説明書</p> <p>ヨ 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点の場所に関する説明書</p> <p>タ ヨの分界点における電気通信設備の正常性確認方式に関する説明書</p> <p>レ 音声伝送用設備における端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）の接続条件に関する書類及び試験結果</p> <p>ソ 通話品質に関する計算結果及びその計算に関する説明書</p> <p>ツ 接続品質に関する設計値及びその根拠に関する説明書</p> <p>ネ 緊急通報を扱う事業用電気通信設備に関する説明書</p> <p>ナ 災害時優先通信を優先的に取り扱う事業用電気通信設備に関する説明書</p> <p>ラ 異なる電気通信番号の送信の防止措置に関する説明書</p> <p>ム 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している主要試験機器の一覧</p>

<p>ウ 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している 主要応急復旧機材の一覧</p> <p>キ その他イからウまでに掲げる書類を補足するために必要な資料</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 携帯電話用設備又はPHS用設備</p> <p>イ 第一号に掲げる書類(同号ソ及びキに掲げるものを除く。)</p> <p>ロ <u>トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加の対策措置に関する説明書</u></p> <p>ハ <u>その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料</u></p> <p>五〃八 (略)</p>	<p>ウ 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している 主要応急復旧機材の一覧</p> <p>キ その他イからウまでに掲げる書類を補足するために必要な資料</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 携帯電話用設備又はPHS用設備</p> <p>イ 第一号に掲げる書類(同号ソ及びキに掲げるものを除く。)</p> <p>ロ <u>その他イに掲げる書類を補足するために必要な資料</u></p> <p>五〃八 (略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。